

「別紙 重要事項説明書(介護老人福祉施設) サービス料金表」

令和6年6月1日～

1. 介護保険給付費用の料金

(1) 基本報酬 (所定単位数に地域加算10.27円を乗じて表示しています。)

・介護福祉施設サービス費

項目	単位数	一割負担		二割負担		三割負担	
		1日/円	30日/円	1日/円	30日/円	1日/円	30日/円
介護度1	670	688	20,643	1,376	41,286	2,064	61,929
介護度2	740	760	22,800	1,520	45,599	2,280	68,399
介護度3	815	837	25,111	1,674	50,221	2,511	75,331
介護度4	886	910	27,298	1,820	54,596	2,730	82,893
介護度5	955	981	29,424	1,962	58,847	2,943	88,271

2. 各種加算関係

項目 (単位数)	内容	1日	30日
		1割/2割/3割	1割/2割/3割
<input checked="" type="checkbox"/> 日常生活継続支援加算 (4 6)	①要介護4および5の新規の入所者総数が7割以上であること ②認知症で日常生活が困難な新規の入所者が6割5分以上であることなどを条件に算定	48円	1,418円
		95円	2,835円
		142円	4,252円
<input checked="" type="checkbox"/> 看護体制加算Ⅰ 2 (4)	常勤の看護師を1名以上配置している	5円	124円
		9円	247円
		13円	370円
<input checked="" type="checkbox"/> 看護体制加算Ⅱ 2 (8)	①基準より1名多く看護師を配置していること ②看護師による24時間連絡体制が整っている	9円	247円
		17円	493円
		25円	740円
<input checked="" type="checkbox"/> 夜勤職員配置加算Ⅳ (2 1)	夜勤帯において、看護・介護職員を基準より1名多く配置している場合	22円	647円
		43円	1,294円
		65円	1,941円
<input type="checkbox"/> 生活機能向上連携加算Ⅰ (1 0 0)	機能訓練指導員等が、外部の理学療法士等の助言に基づき、共同でアセスメント・個別機能訓練計画書を策定。進捗を3カ月に1回評価・見直した場合 (3月に1回を限度)	—	103円
		—	206円
		—	309円
<input type="checkbox"/> 生活機能向上連携加算Ⅱ (2 0 0)	外部の理学療法士等が該当施設を訪問し、機能訓練指導員等と共同でアセスメント・個別機能訓練計画等を策定。進捗を3カ月に1回評価・見直した場合 (※個別機能訓練加算を算定している場合は100単位)	—	206円
		—	411円
		—	617円
<input checked="" type="checkbox"/> 個別機能訓練加算Ⅰ (1 2)	常勤理学療法士等が1名以上配置され、計画的機能訓練を行った場合	13円	370円
		25円	740円
		37円	1,110円

☑個別機能訓練加算Ⅱ（20）	常勤理学療法士等が1名以上配置され、計画的機能訓練を行った場合で、かつ、個別機能訓練計画等の内容を厚生労働省に提出し、フィードバックを受け活用した場合	—	21円
		—	41円
		—	62円
☑個別機能訓練加算Ⅲ（20）	・個別機能訓練加算（Ⅱ）口腔衛生管理加算（Ⅱ）及び栄養マネジメント強化加算を算定 必要に応じて個別機能訓練計画の見直しを行い、見直しの内容について、理学療法士等の関係職種間で共有していること	—	21円
		—	41円
		—	62円
□ADL維持加算Ⅰ（30）	①評価対象期間が満たす利用者の総数が10人以上 ②利用者等全員について定期的にADL値を測定し、厚生労働省に提出していること ③評価対象者種の調整ADL利得を平均して得た値が1以上であること	—	31円
		—	62円
		—	93円
□ADL維持加算Ⅱ（60）	ADL維持加算Ⅰの算定要件①②に加え、評価対象者等の調整ADL利得を平均して得た値が2倍以上であること	—	62円
		—	124円
		—	185円
□若年性認知症入所者受入加算（120）	若年性認知症によって要介護状態になった入所者にサービスを提供した場合	124円	3,698円
		247円	7,395円
		370円	11,092円
□常勤医師配置（25）	常勤の医師を配置した場合	26円	771円
		52円	1,541円
		77円	2,311円
□精神科医師定期的療養指導（5）	①認知症である入居者の3分の1以上 ②精神科を担当する医師による定期的な療養指導が月に2回以上行われている場合	6円	154円
		11円	308円
		16円	462円
☑外泊時費用（246）	入居者が入院した場合、および外泊した場合に、1月に6日を限度として所定単位数に変えて算定	253円	1,516円
		506円	3,032円
		758円	4,548円
☑初期加算（30）	入所日から30日以内の期間について算定 30日を超える入院後に再入所した場合も同様	31円	925円
		62円	1,849円
		93円	2,773円
□再入所時栄養連携加算（200）	退院等による再入所時に当施設の管理栄養士が当該医療機関の管理栄養士と連携して栄養ケア計画を作成した場合	206円	—
		411円	—
		617円	—
☑栄養マネジメント強化加算（11）	管理栄養士を利用者50人に対して1名以上配置し、多職種で作成した栄養ケア計画に従い管理栄養を行うこと、かつ、栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、フィードバックを受け活用した場合	12円	339円
		23円	678円
		34円	1,017円
□口腔衛生管理加算Ⅰ（90）	歯科医師等の指示を受けた歯科衛生士が入居者に対し、口腔ケアを月2回以上おこなった場合	—	93円
		—	185円
		—	278円
☑口腔衛生管理加算Ⅱ（110）	加算Ⅰの要件に加え、口腔衛生管理等の情報を厚生労働省に提出し、フィードバックを受け活用した場合	—	113円
		—	226円
		—	339円

□療養食加算（6） （一日に3回を限度）	利用者の病状に応じて主治の医師が発行した食事箋に基づき提供された食事の場合	19円	555円
		37円	1,109円
		56円	1,664円
□配置医師緊急時対応加算Ⅰ （325）	配置医師の通常の勤務時間外の場合（早朝・夜間及び深夜を除く）	334円	—
		668円	—
		1,002円	—
□配置医師緊急時対応加算Ⅱ （650）	施設の求めに応じ、早朝又は夜間に配置医師が施設に訪問して診療を行った場合	668円	—
		1,335円	—
		2,003円	—
□配置医師緊急時対応加算Ⅲ （1,300）	施設の求めに応じ、深夜に配置医師が施設に訪問して診療を行った場合	1,336円	—
		2,671円	—
		4,006円	—
□看取り介護加算Ⅰ1（72）	施設内で看取り介護を行った場合 死亡日以前31日以上45日以下	74円	—
		148円	—
		222円	—
□看取り介護加算Ⅰ2（144）	施設内で看取り介護を行った場合 死亡日以前4日以上30日以下	148円	—
		296円	—
		444円	—
□看取り介護加算Ⅰ3（680）	施設内で看取り介護を行った場合 （死亡日の前日および前々日）	699円	—
		1,397円	—
		2,095円	—
□看取り介護加算Ⅰ4 （1,280）	施設内で看取り介護を行った場合 （死亡日のみ）	1,315円	—
		2,629円	—
		3,944円	—
□科学的介護推進体制加算Ⅰ （40）	全ての利用者の心身の基本的な情報を厚生労働省に提出し、フィードバックを受け活用していること	—	41円
		—	82円
		—	123円
☑科学的介護推進体制加算Ⅱ （50）	加算Ⅰの要件に加え、入所者ごとの疾病の状況等の情報を厚生労働省に提出し、フィードバックを受け活用した場合	—	52円
		—	103円
		—	154円
☑安全対策体制加算（20）	組織的に安全対策を実施する体制を整えていること（1回限り）	21円	—
		41円	—
		62円	—
□サービス提供体制強化加算Ⅰ （22）	次のいずれかに適合 ・介護福祉士の割合が80%以上 ・勤続10年以上の介護福祉士が35%以上	23円	678円
		45円	1,356円
		68円	2,034円
□サービス提供体制強化加算Ⅱ （18）	・介護福祉士の割合が60%以上	19円	555円
		37円	1,109円
		56円	1,664円

☑サービス提供体制強化加算Ⅲ (6)	次のいずれかに適合 ・介護福祉士の割合が35% ・常勤職員75%以上 ・勤続年数7年以上が30%以上	7円	185円
		13円	370円
		19円	555円
☐褥瘡マネジメント加算Ⅰ(3)	入所者ごとに褥瘡の発生と関連のあるリスクについて、定期的に評価を行い、その結果等を厚生労働省に提出し、フィードバックを受け活用、また、褥瘡ケア計画に従い、継続的に褥瘡管理をした場合	—	3円
		—	6円
		—	9円
☐褥瘡マネジメント加算Ⅱ(13)	加算Ⅰに要件を加え、施設入所等に褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者等について、褥瘡の発生のないこと	—	14円
		—	27円
		—	40円
☐排泄支援加算Ⅰ(10)	排泄介護を要する入所者ごとに要介護状態の改善見込について、医師等が定期的に評価、その結果等を厚生労働省に提出し、フィードバックを受け活用、また、排泄支援計画に従い、継続的に排泄管理をした場合	—	11円
		—	21円
		—	31円
☐排泄支援加算Ⅱ(15)	加算Ⅰに要件を加え、施設入所時等と比較して、排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともに、いずれにも悪化がないまたはオムツ使用ありから使用なしに改善している場合	—	16円
		—	31円
		—	47円
☐排泄支援加算Ⅲ(20)	加算Ⅰに要件を加え、施設入所時等と比較して、排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともに、いずれにも悪化がないまたはオムツ使用ありから使用なしに改善している場合	—	21円
		—	41円
		—	62円
☐自立支援促進加算(300)	①医師が入所者ごとに、自立支援に係る医学的な評価・見直しを行い、支援計画等の策定等に参加・医学的評価等のLIFEの活用 ②多職種共同で、自立支援に係る支援計画を策定し、ケアを実施・定期的な見直し	—	309円
		—	617円
		—	925円
☐経口維持加算Ⅰ(400)	摂食機能障害を有し、誤嚥が認められている入居者ごとに経口維持計画を作成し、計画に沿った栄養管理を行った場合	—	411円
		—	822円
		—	1,233円
☐経口維持加算Ⅱ(100)	加算Ⅰを算定している場合であって、食事の観察および会議等に医師、歯科医師等が加わった場合	—	103円
		—	206円
		—	309円
☐認知症チーム推進ケア加算Ⅱ(120)	認知症介護実践リーダー研修を修了している者を1名以上配置し、複数人の介護職員からなる認知症の行動・心理症状に対応するチームを組んでいる。	—	125円
		—	247円
		—	370円
☐高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ(10)	新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保していること。 感染症の発生時等に協力医療機関等と連携し適切に対応していること。 院内感染対策に関する研修又は訓練に1年に1回以上参加していること。	—	11円
		—	21円
		—	31円
☑生産性向上推進体制加算(10)	利用者の安全、サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資するために生産性向上ガイドラインに基づいた活動を継続的にやっていること。 見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入していること。 1年以内ごとに1回、効果を示すデータの提供を行うこと。	—	11円
		—	21円
		—	31円
☑介護職員等処遇改善加算Ⅱ(13.6%)	処遇改善加算Ⅰ、特定処遇改善加算Ⅱ、ベースアップ加算を算定している。 職場環境の改善および見える化、資格や経験に応じた昇給の仕組み、賃金体系の整備、研修の実施などの要件を満たすことで、算定できる。		

